

# 武雄市体育施設指定管理者募集要項

武雄市

武雄市では、市民の体育の普及振興を図り、もって市民の健康増進に寄与するために設置している武雄市体育施設（以下「体育施設」という。）について、より一層の利用者サービスの向上並びに効率的・効果的な管理運営を図るため、「武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」及び「武雄市体育施設設置条例」の規定に基づき、施設の管理者として社会的責任を十分果たすことのできる指定管理者を募集します。

## 1. 募集概要

### (1) 施設概要

施設の名称、所在地、規模、内容については、別紙1「施設概要」のとおり

### (2) 募集期間

令和4年7月8日（金）から令和4年9月5日（月）まで

### (3) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### (4) 指定管理者の募集及び選定の方式

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、審査のうえ最優秀提案者を選定します。

### (5) 審査

審査にあたっては、「武雄市指定管理候補者選定委員会設置要綱」に基づく指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づいて提出書類等により審査を行います。

### (6) 審査結果等の通知

審査結果については、応募者に対して速やかに文書で通知します。

### (7) 指定管理者の指定

審査により選定された最優秀提案者を指定管理者の候補者とし、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

### (8) 問い合わせ先

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市企画部 スポーツ課

電話：0954-27-7091 FAX：0954-23-9120

メール：sports@city.takeo.lg.jp

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

## 2. 委託業務概要

### (1) 管理基準及び業務範囲

別添「武雄市体育施設の指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (2) 変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理基準及び業務範囲について、指定管理者から市民サービスの向上、利用者の利便性向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議のうえ変更する場合があります。

### 3. 管理経費（委託料）について

#### (1) 基本方針

指定管理者は、この制度の趣旨に従い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るために、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の削減に努める必要があります。

#### (2) 利用料金制及び指定管理料について

地方自治法第244条の2の規定に基づき利用料金制度を導入します。

指定管理者は、条例に定める範囲内で、市の承認を受けたうえで利用料金を決定し、自らの収入とすることができるものとします。

#### (3) 指定管理者の収入として見込まれるもの

##### ① 利用料金収入

##### ② 指定管理料

指定管理業務に係る費用は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定します。ただし、指定管理料は、下記の金額を上限とします。

対象年度	指定管理料の上限額（年額）
令和5年度～令和9年度	各年度 金 126,500,000円 (うち消費税及び地方消費税の額 11,500,000円)

指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うにあたって、市が適正であると認める金額の範囲内とし、指定管理者と協議・検討のうえ、武雄市体育施設の管理運営に関する基本協定書及び毎年度の実施協定（以下「協定」という。）を締結することになります。

##### ③ 自主事業による収入

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自ら興業の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を行うことにより収入を得ることができます。ただし、自主事業を実施する場合には、市長に対して事業計画書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

#### (4) 指定管理料の精算について

指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。一方で、利用料金収入などが減少した場合でも、指定管理料による補填は行いません。

ただし、催物などの実施回数が協定回数を下回った場合や協定時に見込まれていない特段の事業の変更が生じた場合など、当初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求めます。

#### (5) 会計管理

収入及び経費については、指定管理者自身の団体等と独立した会計帳簿で管理するとともに、経理規定を作成し、経理事務を行なってください。

#### 4. 指定管理者の募集方法及び選定日程

##### (1) 募集要項等の交付

###### ① 交付期間

令和4年7月8日（金）から令和4年9月5日（月）まで

###### ② 交付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

なお、武雄市のホームページからもダウンロードできます。

###### ③ 交付場所

武雄市役所 2階 企画部スポーツ課

##### (2) 質問及び回答

###### ① 受付期間

令和4年7月8日（金）午前9時から令和4年8月19日（金）午後5時まで

###### ② 受付方法

質問票（様式第6号）により、郵送及び電子メールによる質問を受付けます。

（令和4年8月19日（金）午後5時必着）

###### ③ 回答方法

質問集約後、令和4年8月26日（金）までに応募者に回答します。

###### ④ その他

ア 口頭による質問は受け付けません。

イ 質問によっては、回答期限前に、ホームページに回答を掲載することがありますので、随時確認してください。

##### (3) 公募説明会

###### ① 日時

令和4年7月28日（木）午後2時

###### ② 場所

武雄市役所 3階会議室

###### ③ 参加方法

令和4年7月21日（木）午後5時までに参加申込書（様式第7号）をスポーツ課まで提出ください。

###### ④ 提出方法

ア 直接持参 受付時間は午前9時から午後5時まで

イ 電子メール 令和4年7月21日（木）午後5時必着

ウ 郵送提出 令和4年7月21日（木）午後5時必着

###### ⑤ その他

参加人数は、1法人等2名までとします。

#### 5. 応募に関する事項

##### (1) 応募資格者

① 基本事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人等であって、緊急時における迅速な対応ができる法人等。(個人は不可)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループによる応募も可能です。その場合は、応募時に共同企業体を結成し、代表団体を定めていただきます。なお、共同企業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

② 欠格事項

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する法人等

イ 武雄市から指名停止処分を受けている期間中の法人等

ウ 指定管理者の指定申請の受付期間において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている法人等

エ 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している法人等

オ 管理運営の業務を円滑に遂行できる安定的で健全な財務能力を有しない法人等

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等

(2) 応募書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類により申請してください。

①指定管理者指定申請書(様式第1号)

②添付書類

ア 武雄市体育施設管理業務事業計画書(様式第2号)

イ 団体の概要(設立趣旨、事業内容等)(様式第3号)

ウ 誓約書(様式第4号)

エ 代理人を選出する場合は、委任状(様式第5号)

オ 付属書類

・団体の構成員名簿

(団体の役員及び施設の管理に従事する者の氏名、住所、生年月日)

・登記事項証明書(3か月以内に取得した履歴事項全部証明書)

・定款等(団体の規約)

・直近3期分の事業報告書(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)等決算状況が確認できる書類)

・納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないことを証する書類)

・その他参考資料(団体の現在取得されている体育施設管理業務に有効な資格等があれば写しを添付してください。)

(3) 提出部数

提出部数は、すべて正本1部、副本16部（副本は複写可）の計17部とします。  
また、提出書類の編綴順は、上記の添付書類の記載順とします。

(4) 提出方法

令和4年9月5日（月）午後5時までに、武雄市企画部スポーツ課まで持参又は  
郵送で提出してください。なお、郵送の場合には、令和4年9月5日（月）午後5時  
必着とします。

(5) 指定申請の取り下げ

指定申請書を提出後に辞退される場合は、指定管理者指定申請の取下届（様式第8  
号）を武雄市企画部スポーツ課へ提出してください。

(6) その他

- ① 提出書類は、原則としてA4版とし、縦型左綴じで応募者名を記入した書類とし  
て提出してください。また、インデックスで、書類名を示してください。
- ② 提出後に法人名称、所在地その他申請書記載事項に変更が生じた場合は、変更届  
（様式第9号）により、速やかに市に届出てください。

6. 留意事項

(1) 接触の禁止

指定管理者の審査を行う審査委員、審査事務に従事する本市職員並びに関係者  
に対して、事業計画書等の審査にあたって公平性を損なうような接触を禁止します。

(2) 複数申請の禁止

武雄市体育施設の指定管理者募集への応募は、1法人等につき1申請のみとします。

(3) 他の応募者の構成員に関する制限等

応募に際して提出する管理体制の構成員は、他の法人等が提出する管理体制の構  
員になることはできません。

また、指定管理者の審査を行う審査委員、審査事務に従事する本市職員並びに関  
係者は、管理体制の構成員になることができません。

(4) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類については、返却しません。
- ② 法人等が提出した書類等の著作権は、それぞれの法人等に帰属します。  
なお、指定管理者の選定に関し、審査結果を公表する場合や審査に必要と認めら  
れるときには、市は提出書類の全部または一部を使用できるものとします。
- ③ 提出された書類の情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき開  
示します。
- ④ 提出された書類については、原則として、提出期限後における内容変更及び追加  
提出は認めません。ただし、市が必要と認めるときは、追加の資料を求めることが  
あります。

(5) 応募に関する費用負担

応募に際しての必要な費用は、応募者負担とします。

## (6) 言語、通貨、単位等

提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

## 7. 応募者の失格

提出書類の審査の結果、応募者の要件を満たしていない場合は失格とします。また、次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

### (1) 応募書類に関するもの

- ①提出方法を遵守せずに提出されたもの
- ②作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ③記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの（様式第4号の誓約書の場合は、失格とします。）
- ⑥提出書類が不足しているもの

### (2) 関係者との接触に関するもので、次の場合は失格とします。

審査委員、本市職員並びに関係者に対して、事業計画書等の審査にあたって公平性を損なうような接触をしたことが認められた場合

## 8. 審査及び選定について

### (1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、応募者の中から本事業に最優秀提案者を選定します。

なお、提出いただいた事業計画等に仕様書を満たしていない内容がある場合には、選定の対象とならない場合があります。

### (2) 事前ヒアリングの実施

応募締め切り後、担当課においてヒアリングを実施します。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、指定申請書を提出した全応募者に文書で通知を行います。

### (4) 事業計画書の評価基準

事業計画書等を公正に審査するため「武雄市指定管理候補者選定委員会設置要綱」に基づく指定管理候補者選定委員会において評価を行います。

選定委員会は、事業計画書等の提出書類の書類審査及びプレゼンテーションにより、以下の評価基準をもって審査を行い、最優秀提案者を候補者として選定します。

- ① 事業計画書による施設の運営が市民の利用に関し公平性を確保することができるものであること（施設の目的との合致、公平性）
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること（業務の効率的運営、サービスの提供）
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること（職員体制、防災対策及び緊急時の対応）

- ④ 施設の設置目的を達成するために必要な事業を実施するものと認められること  
(業務実績及び自主事業、広報・誘客対策、業務の提案及び改善策)

(5) 候補者の補欠者

市は、審査により選定された最優秀提案者の他に基準点以上の提案者の中から必要と認める数の指定管理者の候補者の補欠者及びその順位を定めることができるとし、指定管理者又は指定管理者の候補者に事故があった場合は、その順位に従い補欠者と管理に当たっての細目の協議を行い、次の候補者を決定するものとします。

- ① 補欠者の有効期限は、令和10年3月31日までとします。
- ② 補欠順位等の通知は、審査結果を通知する際に通知するものとします。

9. 候補者の内定

令和4年10月下旬頃を予定

10. 候補者の選定結果通知

令和4年12月下旬頃を予定

11. 指定管理者の指定

市は、審査により選定された最優秀提案者を指定管理者の候補者とし、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

また、指定管理者が行う管理運営業務の内容及び経費については、指定管理者の指定後、協定締結前までに、事業計画書の内容を精査のうえ、再度詳細について協議し確認することとします。

なお、指定管理者の候補者となった日から指定管理者の指定期間が満了する日までに役員及び管理に従事する者に異動があった場合は、異動があった日から1週間以内に様式第4号の誓約書に異動者名簿を添えて提出することとします。

12. 関係法令等の遵守

業務実施にあたっては、以下の法規をはじめ、関連する法規を遵守してください。

- (1) 地方自治法・同法施行令・同法施行規則
- (2) スポーツ基本法・同法施行令
- (3) 個人情報の保護に関する法律・同法施行令
- (4) 武雄市体育施設設置条例・同条例施行規則
- (5) 武雄市個人情報保護条例・同条例施行規則
- (6) 武雄市情報公開条例
- (7) 武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例・同条例施行規則
- (8) その他労働関係法令、施設・設備の維持保全関係法令など指定管理業務を行なうにあたり遵守すべき法令等

なお、契約期間中に法令等の改正があった場合は改正された内容を遵守してください。

### 1 3. 指定等の取消し

候補者又は指定管理者が法令違反等により候補者又は指定管理者として適当でないと市長が認める場合は、候補者の決定又は指定管理者の指定を取消すことがあります。

その場合、候補者又は指定管理者の損害に対して、市は賠償を行いません。また、取消しに伴う市の損害について、候補者又は指定管理者に対し損害賠償請求を行うことがあります。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを実施するものとします。

### 1 4. 協定について

候補者の選考の結果、最優秀提案者を候補者として決定し、市は管理にあたっての細目を協議します。交渉の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、補欠者と協議成立後、指定管理の候補者として市議会に提案し、議会の議決後に指定管理者として正式に指定します。指定後に協議結果に基づいて、管理に関する協定を締結することとなります。

## 施設概要

名称 及び 所在地	白岩体育館	武雄市武雄町大字武雄	4814 番地	
	武雄市民体育館 ※	武雄市武雄町大字武雄	4866 番地	
	武雄市民球場	武雄市東川登町大字永野	7927 番地	
	白岩競技場	武雄市武雄町大字永島	15057 番地 2	
	白岩運動広場	武雄市武雄町大字永島	15057 番地 2	
	白岩相撲場	武雄市武雄町大字永島	15057 番地 2	
	白岩弓道場	武雄市武雄町大字武雄	4814 番地	
	白岩軽運動場	武雄市武雄町大字武雄	4768 番地	
	白岩ゲートボール場	武雄市武雄町大字武雄	4847 番地 2	
	天神崎公園テニスコート	武雄市武雄町大字昭和	221 番地	
	山内中央 公園	グラウンド	武雄市山内町大字大野	7624 番地 8
		テニスコート	武雄市山内町大字大野	7627 番地 14
		軟式テニスコート	武雄市山内町大字三間坂甲	14209 番地 3
		プール(幼児プール含む)	武雄市山内町大字大野	7624 番地 7
		武道館	武雄市山内町大字三間坂甲	14144 番地 8
		弓道場	武雄市山内町大字大野	7624 番地 1
		スポーツセンター	武雄市山内町大字大野	7624 番地 6
	山内多目的スポーツ広場	武雄市山内町大字宮野	25610 番地	
	北方運動 公園	運動場	武雄市北方町大字大崎	2229 番地 1
		テニスコート	武雄市北方町大字志久	2227 番地 2
		プール	武雄市北方町大字大崎	2244 番地 1
		相撲場	武雄市北方町大字大崎	2201 番地 1
	サンスポ ーツラン ド北方	多目的運動広場	武雄市北方町大字大崎	2248 番地 3
ゲートボール場				
北方スポーツセンター	武雄市北方町大字大崎	2229 番地 2		
北方グラウンド	武雄市北方町大字志久	1610 番地 1		
北方東運動場	武雄市北方町大字大渡	3656 番地 1		
北方東体育館	武雄市北方町大字大渡	3656 番地 1		

※武雄市民体育館は、供用開始と同時に白岩体育館から移行する。

施設規模	白岩体育館	施設総面積	3,101 m <sup>2</sup>	
	武雄市民体育館 ※	施設総面積	3,840 m <sup>2</sup>	
	武雄市民球場	施設総面積	35,000 m <sup>2</sup>	
	白岩競技場	施設総面積	23,300 m <sup>2</sup>	
	白岩運動広場	施設総面積	12,000 m <sup>2</sup>	
	白岩相撲場	施設総面積	1,370 m <sup>2</sup>	
	白岩弓道場	施設総面積	980 m <sup>2</sup>	
	白岩軽運動場	施設総面積	1,500 m <sup>2</sup>	
	白岩ゲートボール場	施設総面積	2,000 m <sup>2</sup>	
	天神崎公園テニスコート	施設総面積	5,000 m <sup>2</sup>	
	山内中央公園	グラウンド	施設総面積	17,832 m <sup>2</sup>
		テニスコート	施設総面積	3,206 m <sup>2</sup>
		軟式テニスコート	施設総面積	1,205 m <sup>2</sup>
		プール (幼児プール含む)	施設総面積	4,385 m <sup>2</sup>
		武道館	施設総面積	749 m <sup>2</sup>
		弓道場	施設総面積	134.5 m <sup>2</sup>
		スポーツセンター	施設総面積	1,427 m <sup>2</sup>
	山内多目的スポーツ広場	施設総面積	9,952 m <sup>2</sup>	
	北方運動公園	運動場	施設総面積	7,902 m <sup>2</sup>
		テニスコート	施設総面積	4,147 m <sup>2</sup>
		プール	施設総面積	3,928 m <sup>2</sup>
		相撲場	施設総面積	400 m <sup>2</sup>
	サンスポーツランド北方	多目的運動広場	施設総面積	21,195 m <sup>2</sup>
		ゲートボール場		
	北方スポーツセンター	施設総面積	1,396 m <sup>2</sup>	
	北方グラウンド	施設総面積	7,902 m <sup>2</sup>	
	北方東運動場	施設総面積	10,287 m <sup>2</sup>	
北方東体育館	施設総面積	1,335 m <sup>2</sup>		

※武雄市民体育館は、供用開始と同時に白岩体育館から移行する。

内容	白岩体育館	大競技室(1,409 m <sup>2</sup> ) 観覧席(2階)200席 小競技室(424 m <sup>2</sup> )	
	武雄市民体育館 ※	メインアリーナ(1,984 m <sup>2</sup> ) サブアリーナ(543 m <sup>2</sup> ) 事務所棟(240 m <sup>2</sup> )・観覧席(2階)	
	武雄市民球場	球場面積(13,300 m <sup>2</sup> ) メインスタンド(678 m <sup>2</sup> ) 内外野盛土スタンド(1,572 m <sup>2</sup> ) 駐車場・スコアボード等	
	白岩競技場	400mトラック、メインスタンド 夜間照明設備	
	白岩運動広場	ソフトボール2面・夜間照明設備	
	白岩相撲場	土俵1面(屋根付)・更衣室・トイレ	
	白岩弓道場	近的(28m)5人立・遠的(60m)5人立	
	白岩軽運動場	簡易夜間照明設備2基	
	白岩ゲートボール場	コート6面	
	天神崎公園テニスコート	人工芝コート5面 夜間照明設備	
	山内中央公園	グラウンド	多目的300mトラック ソフトボール2面
		テニスコート	人工芝コート4面・夜間照明設備
		軟式テニスコート	コート2面
		プール(幼児プール含む)	(大)50m×20m(小)幼児プール
		武道館	剣道1面若しくは柔道1面
		弓道場	近的(28m)
		スポーツセンター	競技室 バレー2面
	山内多目的スポーツ広場	ゲートボール8面 多目的スポーツ広場1面	
	北方運動公園	運動場	ソフトボール2面 若しくはサッカー1面
		テニスコート	コート4面
プール		25m×17m、幼児プール	
相撲場		土俵1面(屋根付)	
サンスポーツランド北方	多目的運動広場	夜間照明施設 野球1面、ソフトボール2面	
	ゲートボール場	ゲートボール場2面	
北方スポーツセンター	バレーボール 2面		
北方グラウンド	ソフトボール 1面		
北方東運動場	ソフトボール 1面		
北方東体育館	バレーボール 1面		

※武雄市民体育館は、供用開始と同時に白岩体育館から移行する。